

## 板橋区緑のボランティア事業運営要綱

(令和4年4月1日区長決定)

(令和7年3月24日一部改正)

### (目 的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）の緑を広く紹介し、区の緑化啓発に資するため実施する「板橋区緑のボランティア」（以下「緑のボランティア」という。）事業の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### (活 動)

第2条 緑のボランティアの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 緑のガイドツアーの企画、運営に協力すること。
- (2) 緑のガイドツアーの実施にあたり区が主催する事前調査に同行すること。
- (3) 緑のガイドツアーに同行し、参加者に区内の緑を紹介すること。

### (資 格)

第3条 緑のボランティアは、次の各号に該当すると区長が認定した者とする。

- (1) 板橋区在住・在勤又は在学する者で、心身ともに健康な者。ただし、区長が特に認めた者は、この限りではない。
- (2) 区の自然に相当程度の知識がある者
- (3) 区が実施する緑のボランティア資質向上のための研修に参加することができる者

### (報償費)

第4条 区長は、区の依頼を受けて第2条第2号若しくは同条第3号の活動を行った緑のボランティアに対し、交通費相当分の報償費として、1日につき1,000円を支給する。

2 緑のガイドツアー参加者からは謝礼（参加費を除く。）を徴しないものとする。

### (登 録)

第5条 緑のボランティアの登録を求める者（以下「申請者」という。）は、区長に緑のボランティア登録申請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 区長は、申請書の審査の結果、申請者が第3条の要件に該当すると認めた場合は、申請者を緑のボランティアに登録し、当該申請者に対し登録者証を交付する。

3 登録の有効期間は、登録した日から1年以内で区長が別に定めた日までとする。

4 登録者は、登録有効期間終了後、継続して登録を希望する場合は、別に定める日までに区長に書面を提出する。この場合において、登録者が次条第2号から第4号までの要件に当たらない限り、区長は、期限を設けずに登録を更新するものとする。

### (登録の取消)

第6条 緑のボランティアに登録された者が次の各号のいずれかに該当したときは、区長は登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から申し出があったとき。
- (2) 緑のボランティアとして社会的信用を失墜する行為があったとき。
- (3) 特段の理由がなく、第2条に掲げる活動への参加が著しく少ないとき。

(4) その他事業の趣旨に反すると認められる行為があったとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、緑のボランティア事業の運営に関して必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条の1関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

板橋区緑のボランティア登録申請書

私は、板橋区緑のボランティア事業運営要綱第2条および同要綱第5条の規定に基づき、板橋区の緑のボランティアとして登録し活動したいので、次のとおり申請します。

ふりがな 氏名			
生年月日		年齢 (申請日現在)	
住所	〒		
連絡先	電話番号	(自宅) (携帯電話)	
	Eメールアドレス		
勤務先 学校名	●板橋区外に在住している方はご記入ください (名称) (所在地)		
特記事項 (経歴等)			

（未成年の方が申請する場合、保護者の同意が必要となります）

同意書

板橋区長様

板橋区緑のボランティア登録について、\_\_\_\_\_が申請することに同意します。

保護者氏名

住所

電話番号